

第139回（令和5年度 第2回）

豊橋市都市計画審議会 議案

豊橋市都市計画審議会

目 次

議案番号	議案名
第 1 号議案	東三河都市計画特別用途地区の変更について（豊橋市決定）

第 1 号議案 東三河都市計画特別用途地区の変更について

(豊橋市決定)

豊橋市都市計画審議会

目 次

第 1 号議案

1. 計画書.....	1
2. 総括図.....	2
3. 計画図.....	3

東三河都市計画特別用途地区の変更（豊橋市決定）

東三河都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
厚生施設特別用途地区	約 3.7 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 豊橋市特別用途地区建築条例
大規模集客施設制限地区	約 800 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限内容 建築してはならない建築物の追加
文化・運動・社会教育施設特別用途地区	約 22 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区建築条例 ・ 緩和内容 第一種住居地域の総合公園において、屋外運動場に付属する観覧席、観覧席を有する運動施設、劇場、音楽堂、演芸場、展示場、美術館又は博物館及び集会場（市民館を除く）の用途を緩和 ・ 制限内容 用途の緩和に際して建築物の構造や壁面の位置、規模等を制限
合 計	約 826 ha	

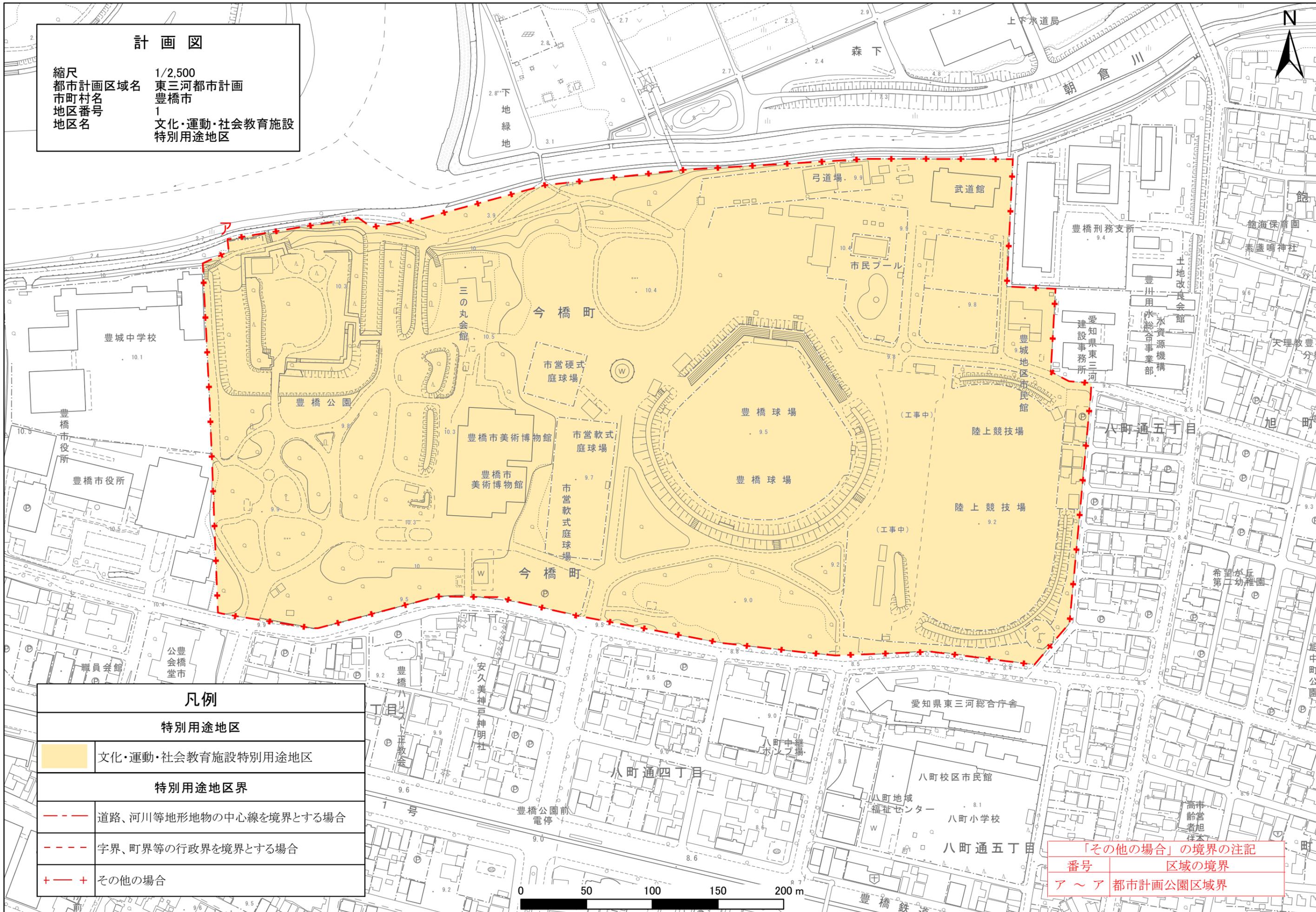
「位置及び区域は計画図表示のとおり。」

理由

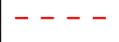
総合公園である豊橋公園において、「多目的屋内施設整備基本計画」が公表されたことにより、文化・運動・社会教育施設の利便の増進と環境の保護を図るため、特別用途地区を定める。

計画図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 東三河都市計画
 市町村名 豊橋市
 地区番号 1
 地区名 文化・運動・社会教育施設
 特別用途地区



凡例

特別用途地区	
	文化・運動・社会教育施設特別用途地区
特別用途地区界	
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

「その他の場合」の境界の注記
 番号 区域の境界
 ア～ア 都市計画公園区域界